



消防だより 119

春の全道火災予防運動

4月20日(金)から30日(月)までの11日間にわたり、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。この運動は、冬から春へと季節が移り変わることで空気が乾燥し、火災が特に発生しやすいとなる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とし実施するものです。

消防署では期間中、住宅用火災警報器の設置呼び掛けや火災予防広報など、安全で安心な街



づくりを目指し、いろいろな行事を予定していますのでご協力をお願いします。

出火原因はたき火から

洞爺湖町で発生した過去10年間の火災原因を月別に調べてみますと、約4割が春先に行われた「たき火」などによるものです。これらの中には消火の



準備を怠ったり、たき火の最中にその場を離れたときに、火の粉が周囲の枯れ草などに一気に燃え移り火災となったものが多く含まれています。

春は、空気が乾燥し火災にな

りやすい季節で、タバコの投げ捨てなどの、ちょっとした火の不始末による「ほんの小さな火種」でも火災になる危険性が高く、消防車の出動する機会が最も多い時期でもあります。14ページにも掲載されていますが、野外での焼却はできないことになっています。

付けましたか?

住宅用火災警報器!

火災による「逃げ遅れ」からあなたを守るため、消防改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。特に就寝中火災が発生した場合は、発見の遅れから、避難が遅れる可能性が高く、住宅用火災警報器を設置していることで火災の発生を素早く察知し、消防機関への通報と避難行動が早まります。あなたも必ず設置してください。

ご質問や問い合わせなどがありましたらお気軽に、洞爺湖支署(☎ 76-2119)・洞爺出張所(☎ 87-2119)へご相談ください。また、西胆振消防組合や洞爺湖町のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

ださい。

「住宅用火災警報器による秦功事例」

2階の居室で就寝していた男性(30歳代)は、1階にある祖母の部屋の住宅用火災警報器の鳴動に気づき、階段へ出ると煙が漂っており、さらに1階に行くくと仏壇から炎が上がっているのを発見。台所にあったバケツと炊飯器の鍋で水道水をかけて消火した後、119番通報をした。妻は子供と祖母を避難させた。



統一標語

消したはず

決めたはずで

もう一度

fire

平成24年1月1日～2月29日現在

●火災件数

0件

●救急件数

85件

広 告